令和5年第3回定例会 総務文教常任委員会審査記録(2日目)

- 1 日 時 令和5年9月14日(木) 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第83号 村上市文化財保存活用地域計画策定協議会条例制定について
- 4 出席委員(6名)

1番 上村正朗君 2番 山田 勉 君 3番 鈴 木 いせ子 君 5番 三 田 敏 秋 君 7番 髙 田 晃君 8番 小 杉 武 仁 君

5 欠席委員(1名)

4番 佐藤重陽君

6 地方自治法第105条による出席者

副議長 大滝国吉君

- 7 委員外議員(なし)
- 8 説明のため出席した者

副 市 長 忠 聡 君 教 育 長 遠藤友春君 監 須 賀 光 利 君 政 策 学校教育課長 小 川 智 也 君 事 今 井 雅 仁 君 課 参 同 同課教育総務室副参事 大 矢 かおり 君 中 山 晴 剛 君 同課未来の学校創造室長 同課未来の学校創造室係長 亚 方 和弥君 同課未来の学校創造室係長 小 田貴 文 君 生 涯 学 習 課 長 亚 山祐子君 岡昌 同課社会教育推進室長 片 幸君 同課スポーツ推進室長 松淳志君 倉 同課スポーツ推進室主幹 菅 原和英君 同課スポーツ推進室係長 栗 英俊君 石 同課文化行政推進室長 吉 井 雅勇君 同課教育情報センター長 加 藤 渉 君 村上教育事務所長 淺 野 宏 君 荒川教育事務所長 武靖之君 百 神林教育事務所長 富 村 夫 君 田 山北教育事務所長 本 間 宏君

9 議会事務局職員

局 長 内 山 治 夫 次 長 鈴 木 渉

(午前 9時58分)

委員長(小杉武仁君) 開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第7 議第83号 村上市文化財保存活用地域計画策定協議会条例制定について、担当課長(生涯学習課長 平山祐子君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

生涯学習課長 おはようございます。議第83号は、村上市文化財保存活用地域計画策定協議会条例 の制定についてである。文化財保存活用地域計画は、文化財保護法の規定に基づき 市町村が作成するもので、市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内 容を記載した文化財の保護、活用に関する基本的なアクションプランになる。スケジュールといたしては、今年度から令和7年度までの3か年間、計5回ほどの協議会を開催し、令和7年12月には村上市文化財保存活用地域計画として国の認定を受ける予定としている。計画作成の作業に当たっては、学識経験者、文化財所有者、商工観光団体などの関係者で組織する協議会を設置し、必要な事項を調査、審議していただくこととしているので、協議会設置に必要な事項を本条例に定めるものである。以上、よろしくお願いいたす。

(質 疑)

上村 正朗 おはようございます。幾つか教えてください。1つは、今の時期に、今の時期にというか、趣旨をお聞きすると大事な計画だと思うのだけれども、今の時期に計画の 策定を始めるのはなぜというか、このタイミングはどういう時期なのかということ で。

生涯学習課長 新潟県の文化財保存活用大綱が令和2年3月に策定をされた。それ以降、村上市でも文化財保存活用の地域計画は作成しなければならないということで予定はしておったわけなのだけれども、ちょっと言い訳になるかもしれないけれども、災害等々復旧作業の関係で今定例会に条例制定を上げさせてもらったということになる。

上村 正朗 了解である。あと、もう1つ、文化財保護法の183条の9だと、計画の変更や計画実施に係る連絡調整、進捗管理というかについても、協議会の所掌事項だよというふうに法ではなっていると思うのだが、この条例だと第4条で委員の任期等が計画の策定が完了する日までになっているので、変更とか、進捗管理というか、連絡調整については、この協議会の所掌外ということでよろしいだろうか。

生涯学習課長 この計画の策定後は、村上市文化財保存活用地域計画審議会ということで改めて設置をして、そこで計画の進捗状況を確認するというようなことで考えている。

上村 正朗 法的にはこの協議会でできるのに、審議会に改組するというのは、何か理由がある のか。

生涯学習課長 文化行政推進室長に答弁いたさせる。

文化行政推進室長 取りあえず策定する場合と策定した後に実際そういう運用していく中で、また 文化財所有者、いろいろ策定委員には入るのだけれども、その中で必要なものをま た選び直すというか、別の委員ということを考えているので、このような形になっ ている。

上村 正朗 策定に関わる者と、その後の者で、やっぱりメンバーがちょっと入れ替えたほうがいいということだね。了解だ。では、最後になるが、計画の中身についてはこれからだと思うけれども、こういった事項も計画に含まれるのかどうかということで確認したいのだけれども、最近私のちょっと知り合いに話を聞くと、村上の祭りの屋台の改修できる、改修というか、修理できる人材が本当に限られていて、このまま

だと人材が枯渇してしまって、何かあったときには岐阜県とか京都辺りまで頼まなくてはいけないような状況になるという話も聞いていた。その辺で、文化財の修復、修理とか、そういう人材確保みたいなものもこの計画の中には入るものなのかどうなのか、その辺お聞きしたいのだが。

生涯学習課長 文化行政推進室長から答弁いたさせる。

文化行政推進室長 今委員のご質問あったところは、具体的に言うともう既に村上祭保存修理委員 会ってあって、そちらでもむのだけれども、今回の地域計画はそのもっと上位にな って、全体のことになるので、地域計画の中で今言った村上市内の文化財が抱えて いる問題を整理して、具体的なものについては村上祭保存修理委員会で審議したい と思っている。

高田 晃 一点だけちょっと教えてください。文化財保存活用地域計画審議会との関係は今の 説明で分かったが、この地域計画、今のお話だと全市的な地域の活用計画だという ことだが、それぞれ文化財に個々に保存活用計画があるが、それとの関連というか、 関係というのはどんなふうになるのか。

生涯学習課長 今回策定をいたす文化財保存活用地域計画については、今ある個々の整備計画、村上城跡だとか平林城跡個々の計画、また庁内各種計画、都市計画のマスタープランであるとか、そういったものの各種計画もある。そういったものと調整、整合を図りながら、連携を取りながらというところでの位置づけの計画ということになる。

高田 晃 そうすると、今、伝統的建造物群保存地区の関係もそうだけれども、歴史的風致維 持向上計画、これらの整合性も当然図っていくことでよろしいか。

生涯学習課長 おっしゃるとおりである。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(計 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第83号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長(小杉武仁君) 閉会を宣する。 (午前10時07分)